

第 89 号議案

滋賀県立学校職員倫理規程の一部改正について

滋賀県立学校職員倫理規程（平成 9 年滋賀県教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 3 月 24 日

滋賀県教育委員会

第 1 条第 3 項中「非常勤」を「地方公務員法第 3 条第 3 項に規定する特別職」に改める。

付 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県立学校職員倫理規程の一部改正の概要

1 改正の理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）および地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、新たに会計年度任用職員の制度が設けられたことに伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県立学校職員倫理規程（平成9年滋賀県教育委員会訓令第6号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) この規程における職員に会計年度任用職員を含めるために、所要の規定の整理を行うこととします。（第1条関係）
- (2) この条例は、令和2年4月1日から施行することとします。

滋賀県立学校職員倫理規程新旧対照表

旧	新
<p>(目的等)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 この規程において職員とは、県立学校職員（非常勤の職員を除く。）をいう。</p> <p>以下 省略</p>	<p>(目的等)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 この規程において職員とは、県立学校職員（<u>地方公務員法第3条第3項に規定する特別職</u>の職員を除く。）をいう。</p> <p>以下 省略</p>